

鳥取県告示第533号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美郡岩美町	平成24年9月10日（月）	午前10時から 正午まで	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成24年9月11日（火）	〃	〃